

令和8年度 新温泉町立照来小学校 いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

本校では「ふるさとを愛し ころろ豊かに 未来を創り出す 子どもの育成」を教育活動の基盤におき、全教職員がいじめを許さない学校づくりを推進します。そのために、「照来小学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの組織的な対応に取り組めます。



1 いじめの定義といじめ防止に関する基本理念

- ・**いじめの定義**：児童に対し、一定の人間関係がある他の児童が行う心理的・物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、本人が心身の苦痛を感じているものとします。
- ・**基本理念**：いじめは人権侵害であり、決して許されない行為です。いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得るものであり、学校・家庭・地域・その他関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に取り組めます。
- ・**解消の判断**：いじめ行為が止まっており、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態が3か月間継続することを目安に判断します。

2 いじめの未然防止・早期発見の取組

- ・**豊かな心の育成**：全教育活動を通じ、道徳教育や人権教育を充実させ、「いじめは人として決して許される行為ではない」という認識を育て、お互いを尊重し合う仲間づくりを進めます。
- ・**早期発見の手だて**：生活アンケートや定期的な教育相談、タブレットを活用した「心の健康観察」等を実施し、児童のささいな変化を敏感に感じ取るように努めます。
- ・**相談しやすい環境**：いじめを大人に訴えることは「勇気ある正しい行為」であることを伝え、相談した児童を最後まで守り通します。

3 いじめへの組織的な対応

- ・**対応組織**：いじめを認知した際には、校長・教頭・関係教職員・スクールカウンセラー等による「いじめ対応チーム」を速やかに組織し、いじめの解消に取り組めます。
- ・**正確な実態把握**：被害・加害双方の児童および周辺児童から、複数の教職員で丁寧に聞き取りを行います。
- ・**児童・保護者への指導・支援**：いじめを受けた児童を全力で守ります。いじめた児童に対しては、教育的な配慮のもと、毅然とした指導を行います。また、双方の保護者に事実を説明し、学校と家庭が連携して改善・再発防止にあたります。

4 インターネット上のいじめへの対応

- ・**情報モラルの育成**：PTA と連携した情報モラル教室等を開催し、被害者にも加害者にもならないよう情報リテラシー（自ら考え判断する力）を育てます。また、家庭と連携したネット使用のルールづくりを進めます。
- ・**迅速な対処**：不適切な書き込みや画像を発見した際は、削除対応等の支援を行い、事案に応じて警察等の専門機関とも連携します。



5 重大事態への対応

- ・生命・心身に大きな被害が生じた疑いがある場合等の「重大事態」発生時には、直ちに町教育委員会へ報告し、学校の下に調査組織を設置し、法令に基づき客観的な事実解明と再発防止のための調査を実施します。

家庭・地域の皆様へのお願い

- ・**家庭での変化への気づき**：悩みを聞ける雰囲気づくりに努め、お子様の変化（体調、言動、持ち物など）に気づいた際は速やかに学校へお知らせください。
- ・**地域での見守り**：地域全体で子どもを守り育てる視点から、気になる言動があれば学校へ情報提供をお願いします。

【相談窓口のご案内】

新温泉町立照来小学校：0796-92-1093